

令和4年度夕張市資格取得支援事業補助金の概要

補助対象者	<p>地域人材の安定した就労支援及び夕張市への定住を促進するため、専門技術等の市が指定する資格を取得する際に係る受験料や講習受講料等の経費の一部を補助します。</p> <p><input type="checkbox"/>求職者</p> <ul style="list-style-type: none">・公共職業安定所を通じた求職活動を行っている者 <p><input type="checkbox"/>求職活動準備者</p> <ul style="list-style-type: none">・求職活動を行う準備をしている者（育児中の者又は在学中の者等を含む） <p><input type="checkbox"/>就労者</p> <ul style="list-style-type: none">・給料又は収入のために現に働いている者（公務員は除く） <p><input type="checkbox"/>事業者</p> <ul style="list-style-type: none">・夕張市内において起業する新規創業者又は夕張市内の事業者であって事業を拡大する者 <p>【対象条件】</p> <p><input type="radio"/>求職者が対象となる場合（次のいずれにも該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none">・夕張市内に住所を有する者・市税を滞納していない者・公共職業安定所に求職登録をした者・補助対象となる資格を取得し、市内での就業を希望する者 <p><input type="radio"/>求職活動準備者が対象となる場合（次のいずれにも該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none">・夕張市内に住所を有する者・市税を滞納していない者・補助対象となる資格を取得し、市内での就業を希望する者 <p><input type="radio"/>就労者が対象となる場合（次のいずれにも該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none">・夕張市内に住所を有する者・市税を滞納していない者・自身の能力向上等のため、補助対象となる資格を取得しようとする者。 <p><input type="radio"/>事業者が対象となる場合（次のいずれにも該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none">・夕張市創業支援事業補助金の交付対象者及びその従業員（当該補助金交付年度に限る）
-------	--

補助対象資格	<ul style="list-style-type: none"> ・夕張市地方版総合戦略の実現に寄与する資格 ・その他市長が特に必要と認めた資格 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">詳細は別紙のとおり</div>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・資格等の受験料 ・資格取得に係る講習受講料（教材費も含む） ・資格取得に係る登録料 ・その他市長が認める費用 <p>※交付決定日以降に受験又は受講し、当該年度内で資格等を取得した場合に限る。</p>
補助金の額	<p><u>上限10万円</u></p> <p>（補助金の額は、1人につき年度内において上記の額を限度として交付する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般 【補助率 3分の2】 ② 女性、育児中の者又は在学中の者等 【補助率 4分の3】 ③ 生活保護受給者、障害者手帳を有する者 【補助率 10分の10】 <p>いずれも算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>
その他	資格取得後に就業、就職状況等の情報提供(アンケート)に御協力願います。
問合せ窓口	夕張市地域振興課商工観光係 電話 0123-52-3128 メール ybrsyo@city.yubari.lg.jp

(1) 夕張市地方版総合戦略の実現に寄与する資格

医療関係	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師 ・看護師 ・准看護師 	教育関係	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭 ・子育て支援員 ・司書
	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・柔道整復師 	運輸・運転関係	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種運転免許（大型・大型特殊） ・第二種運転免許（普通自動車第一種免許保持者に限る。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・はり師 ・歯科衛生士 ・臨床検査技師 	製造関係	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車整備士
	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線技師 ・薬剤師 ・あん摩マッサージ指圧師 	スポーツ関係	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験指導員 ・初級障がい者スポーツ指導員 ・健康運動指導士 ・スポーツリーダー ・体育施設管理士・運営士 ・プール監視の資格 ・スキー指導員
介護・福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士 ・介護福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護支援専門員 ・主任介護支援専門員 ・介護職員初任者研修 	防災関係	<ul style="list-style-type: none"> ・消防設備点検資格者（消防設備士） ・防災士 ・防火管理者
	保健・衛生関係	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士 ・栄養士 ・保育士 ・食品衛生責任者 ・保健師 	建築・土木関係
			経理関係

(2) その他市長が特に必要と認めた資格